

土地改革と農民の山川沼沢にたいする 支配権の拡大 —— 研究ノート ——

こ しま れえ いっ
小 島 麗 逸

は し が き

- I 王国藩合作社創業史にみる初期の蓄積
 - II 山林、原野、荒地の分配と問題
 - 1. 一般情況と分配規定
 - 2. 行政単位による配分
 - 3. 分配における国有林優先原則
 - 4. 農民の支配権の拡大
 - 5. 農民支配権の拡大における集団主義原則
 - 6. 山林、原野問題にみられた農民の二面性と国家要請との衝突
 - III 水利、河川沼沢
 - 1. 一般規定
 - 2. 農民の水利管理権の奪取
- 結語にかえて

は し が き

拙稿「大躍進政策の形成過程」(『アジア経済』1969年12月号)で、合作社化以後、農民の集団的投資が徐々に形成され、大躍進期にそれが開花し、国全体の新しい建設路線を創り出すにいたったことを論証した。小論では、農民の集団的投資の形成を可能にした条件の一つについて検討する。

その条件とは、たとえば、農民が土地改革で取得した生産資金・固定資産、高利貸の打倒と国家の信用供与、国営商業、供銷合作社の農村進出、副業生産による蓄積、人民権力の成立など、いくつかの局面があるが、ここでは、農業生産や農村社会生活にとって不可欠な水利、燃料、肥料、副業原料などを供給する基盤が土地改革によってどのように変化したかについてのみ検討する。その他の

条件については稿を改めて検討する予定である。

今日の時点で、このような問題をなぜとりあげねばならないか。大躍進、文化大革命以後の中国経済は、人民公社、その連合体または県単位で、地域経済圏を形成する方向に進んでいる。その内容についてはすでに別の機会に述べたが(注1)、農林牧漁副業をとともに発展させ、さらに工業をその中に建設する、工業は前者の発展を支える生産財工業と農産物加工工業である。したがって、農村地域経済圏の形成とは農民の集団経営体とその再生産基盤を拡大強化していくことを意味する。労農同盟を基礎としたプロレタリア権力の成立は、そのまま、ただちに両者が矛盾なく発展することを意味しない。具体的農民A氏は實際上支配権をおよぼしうるB地の上でしか経営を行ないえない。土地改革以後の農村の歩みは、農民が支配権をおよぼす地域的広がり拡大してきた歴史である。山林、原野、水利などは農民の再生産基盤としては最も重要な要素の一つであるから、これらがどのように変遷したかを検討することにする。

Iで、土地改革以後新型農村の建設の旗手となってきた王国藩合作社の具体的な例を紹介し、山林、原野、水利にたいする農民支配権の拡大が初期の蓄積にもった重要性を示すことにする。そのちに一般論を展開したい。

(注1) 拙稿「大躍進の再評価」(『アジア経済』1967年12月号)。

I 王国藩合作社創業史にみる

初期の蓄積

これからとりあげる王国藩合作社は河北省遵化県10区西40里村にあり、王国藩に指導されてできた合作社である。1954～55年にかけて中共中央内で農村合作社化をめぐる苛烈な政策論争が行なわれた。この論争は、周知のように、1955年7月30日毛沢東の「農業合作化について」の報告で決着をみ、機械化に先行して合作化を進める方針に決まるが、そのさい、合作化推進派の主張の正しさを裏づける例として、王国藩社が登場する。その後、1958年の大躍進運動のときに、公社化政策の推進者として再び登場する。建明人民公社の歩み^(注1)と党員のモデルとしての王国藩^(注2)がそれである。その後、しばらくニュースの表面から消えるが、再び1966年の文化大革命運動の中でその推進者として報じられ、1968年には河北省革命委員会の常任委員に選任され、69年4月の中国共産党第9期全国大会では党中央委員に選ばれた。この経過からでもわかるように、毛沢東派の政策が支配的になったときに必ず登場してきた。毛沢東は1955年王国藩合作社の創業史に「節約して合作社を運営しよう」というコメントを書いたが^(注3)、その短かいコメントの中に、かれの社会主義建設の方針が生き生きと描き出されている。

王国藩合作社創業史^(注4)

1952年秋、23戸の貧農で初級合作社を組織。耕地15.41ヘクタール(1戸平均6,7アール)、ロバ3頭、農具はほとんどなく、男子労働力19。

(1) 53年早春、18男子労働力、村から15キロメートル離れた山へ焚木取り、20日間。20トンの焚木を売却430元をうる。これで、牛1頭、羊19頭、荷車1台、若干の小農具購入。社長王国藩はその

間女子労働力を組織して農田基本建設、肥料作り。430元の所得にたいし、生活用として配分せよという要望強し。

(2) 購入した家畜用の小屋を建設するため、男子労働力1につき、2本の大釘、2本の丸太棒、干草2しばりの出資、河原から石材の運搬。

(3) 53年春耕前、第2回目柴草刈り。男子労働力9、210元をうる。それでラバ1頭、羊11頭、豆腐加工工具一式の購入。豆腐加工を始める。男子労働力10と女子労働力で春耕準備。

(4) 1955年春耕時から夏季耕作期間まで、合作社の種子の不足、半数戸が端境期の飯米なし。この解決策として、国家に援助を仰がず、個々所有の種子の出資、親戚知人からの借用、有機肥料を作って購入肥料の節約。欠糧は社員相互の融通。さつまいもの苗をつくって販売、500余元をえて食糧購入、借入れに用いる。秋作取入れ直前には区委員会書記(区は県と村との間の行政単位)から個人的食糧融通をうけて切り抜ける。

(5) 1953年秋収。豊作、各戸前年より60%の収入の増大、公共財産2400元(1戸平均10余元)に達す。

(6) 53年冬、この成果をみて60戸が入社83戸となる。中農の入社によって次の問題が発生。

▼ 役畜・農具の即時社有化を主張する中農と社有化は社の有償購入のため社の基盤そのものを危くするから、私有借用にして賃貸料だけを支払うと主張する貧農旧社員との対立。

▼ 元手のいらぬ柴草刈りで蓄積を増加しようとする主張する貧農旧社員と収入の高い運搬業や搾油設備を購入してその副業をおこすことを主張する中農との対立。

けっきょく、貧農が勝つ。そして

(6) 第3回柴草刈り。その収入から3頭の牛を

購入。

(7) 54年秋収穫後、落花生 of 収穫もれを拾い集めて販売、第4回柴草刈り、肥料用草刈り、供銷合作者から落花生の委託加工などで1550元の収入、次の生産財を購入。ラバ2頭、リヤカー2台、肥料200元、飼料180元。

(8) 54年冬、148戸に拡大。

(9) 1955年までの建設の総括。

▼ 公共財産、6000元（1戸平均31余元）

▼ 主な内容、牛12頭、ラバ2頭、ロバ3頭、年103頭、リヤカー2台、荷車3台ほか。

▼ 果樹園40.2ヘクタール、植林67ヘクタール、他に河原に楊27万本を植林。

▼ 1ムー当たりの穀物生産量^(注5)

1952年 60.5キログラム

1953年 85.2 "

1954年 114 "

1955年 132 "

▼ 食糧需給状況、1951年まで毎年2.5トンの食糧援助と150~160着の衣服の補助をうけていたが、55年には1.5トンの食糧の供出が可能となった。

以上の創業史をわれわれの問題に照らして整備すると、

(イ) 集団の労働投資が蓄積の基軸をなしている。

(ロ) 15キロメートル離れた山からの柴草刈りが重要な蓄積源であった。河川敷に27万本の楊植林、67ヘクタールの植林、40ヘクタールの果樹園（これらはのちの建明人民公社化に重要な役割を果たす）。

(ハ) 柴草刈りの小農具、羊小舎の建設にみられるように個人の出資が蓄積の一部を構成して

いる。

(ニ) 豆腐加工を始め、また中農から割のよい副業が提案されている。54年冬の副業による蓄積。

(ホ) 53年の端境期の生活難を農民間の相互融資で切り抜けている。

(イ)は労働の協業にもとづく蓄積、(ハ)は土地改革時における農民の物的取得の問題にかかわる。(ホ)は解放前の地主金融、高利貸金融にかわる新しい農民相互信用、さらに国家の借款の問題が含まれる。ここで問題にするのは(ロ)と(ニ)の一部の問題である。いったい、解放前の農村で貧農の集団が販売のために、焚木を取ってこることができたであろうか。これは入会権、山林原野の所有権の問題にかかわる。また、荒地、河川敷への植林は、治水のみならず、数年先には下枝刈りや下草とりが可能となり、重要な燃料、肥料採集地となるであろう。このような植林がなぜ可能となったのか。副業で重要なものは茶、桑、桐、ゴム、茶油、漆、果樹、薪炭、薬草などの収集、竹木製品生産である。これらはいずれも現金収入として蓄積面で重要な役割を果たす。山林、原野の所有権が土地改革でどのように変化したかによって農民収入には大きな影響を与えるのである。

(注1) 子明「一個有計画按比例發展農業生産的榜樣」(『新華半月刊』、1959年、No. 17)。

(注2) 杜敬、陳潔民、費金「共產黨員王國藩」(『新華半月刊』、1959年、No. 17)。

(注3) 「勤儉弁社」(『中国農村の社会主義高潮』、上冊)。

(注4) 主として(注3)の資料からとる。

(注5) この部分のみ予明。

II 山林、原野、荒地の分配と問題

1. 一般情況と分配規定

中国の土地利用報況は第1表のとおりである。土地改革を通して、これらの地目の既存の所有権は変更され、所有権未確定地は国有に編入された。

第1表 中国の土地利用 (1957年)

1	全国土地面積	960 (100万ha)	100 (%)
2	耕地	117	12.2
3	林地	77	7.9
4	草地	300	31.3
5	荒地	100	10.4
6	可耕地	33	3.5
7	その他	366	38.5

(出所) 石川滋『中国農業の長期展望Ⅰ』(アジア経済研究所, 所内資料, No. 43-27), 6ページ。

ここであつかう山林, 原野, 荒地などは3, 4, 5, 6の項目にはいっていると考えられ, その面積はきわめて莫大なものである。植林可能な面積だけでも2億6800万ヘクタール^(注1)あると言われ耕地面積の2.5倍, 配分された耕地の5倍以上に達し, 所有権の確定作業だけでも想像に絶するほどの大事業であったと考えられる。

1947年9月に公布された「土地大綱」は次のように規定する。

第9条 若干の特殊な土地および財産の処理方法

(甲) 山林, 水利, アシ・ヨシ群生地, 池, 荒地, その他の分配できる土地は一般の土地の基準にしたがって分配する。

(乙) 大森林, 大水利工程, 大鉱山, 大牧場大面積の荒地, 湖, 沼は政府の管理に帰属す。

1950年6月の新解放区のための「土地改革法」はさらに発展させて次のように規定する。

第IV章 特殊土地問題の処理

第16条 没収・徴収した山林, 養魚池, 茶山, 桐山, 桑園, 竹やぶ, 果樹園, アシ・ヨシの群生およびその他の分配可能な土地は, 適切な比率で, 一般の土地に換算し, 統一的に配分

する。生産に利ならしむために, 従来その地で生産に従事していた農民にできるだけ優先して分配すべきである。これらの土地を取得したものには, 一般耕地の分配は少なくしてもよいし, ゼロでもよい。分配すれば経営に不利になる土地はその地の人民政府が従来の慣習に従って, 民主的管理を行ない合理的に経営することができる。

第18条 大森林, 大水利工程, 大面積の荒地, 大規模塩田, 鉱山および湖, 沼, 河川, 港などはいずれも国家所有とし, 人民政府が管理経営する。従来, 個人の投資によって経営されていたものは, 原経営者が人民政府の公布する法令にもとづいてひきつづきこれを経営する。

第20条 土地を没収あるいは徴収するさいに, 墓および墓地の立木はいっさい動かしてはならない。

「土地法大綱」9条の甲項が「土地改革法」16条に発展するが, 分配およびその後の管理にたいし, 原生産者優先原則とその地の人民政府経営原則を導入する。この2点はのちに述べるようにいずれも重要な意味をもつ。乙項は「土地改革法」18条に対応するが, 新たに塩田, 河川, 港等がはいり, 個人経営の大森林についての条項が加わるが, 新しい原則は導入されていない。

第20条の墓地とその立木の処理について「土地改革法」は新しい条項を加えた。その内容は, 地主の所有するものであると富農のものであるをとわず, いっさい手をふれてはいけなくとしている。もともと「土地法大綱」には規定されていなかったし, 1948年10月東北行政委員会からも墓地は分配しない方針が指示されている^(注2)。しかし, 1年後の1949年12月の東北人民政府農林部の指示で

は、地主、富農の墓地とも実埋葬面積の2倍以上は没収して公有にすることとしている。東北地区でこの指示がどれほど実行されたか疑問である。墓が動かせるようになったのは1958年の大躍進期になってからである。それでも抵抗が強く、文革以後でも手をつけられていないところが多いと聞く。墓地は田畑の一部を占め、その立木、草を含めて経済的な一定の重要性をもっていた。精神的には、農民の「風水思想」——風と水の道を定めるものという迷信——のシンボルであった。それは一つには「共同体」支配者の統治の道具に使われていた⁽¹¹³⁾。墓地は過去において、農民生活に重要な意味をもっていたと考えられるが、ここでは資料の制約があってこれ以上はあつかえない。

1950年の「土地改革法」以後、各地で実情にあった山林、原野、荒地などの分配規定が出され、中央人民政府林業部の『林業法令彙編第3輯』にまとめられている。その資料にもとづいて、分配規定の諸特徴を整理しよう（カッコ内ページ数は同書のページをさす）。

2. 行政単位による配分

山林、原野、荒地等は大きくわけて、国有、村（郷）有、合作有、団体有、私有の五つに分配されたが、分配にあたって、山林、原野、荒地の自然形でなく、行政単位を基礎にしている。当時の行政系統は、中央—省—専区—県—区—郷—村となっていた。国有林は県人民政府以上が管理経営することが規定された。たとえば福建省「土地改革における山林処理弁法」22条は「すべて国有に帰した山林は県以上の人民政府が管理経営する。その中で経営が不便なものは、区、郷人民政府に管理経営を委託する」（162ページ）と規定している。したがって、県公有林は一般的にはない。唯一の例外として湖南省がある（179ページ）。制度

の問題があるのかも知れない。中南区では県公有をわざわざ禁止している「……村あるいは郷公有になったものは専門に人があたって責任をもって管理しなければならない。個人私有、協同所有、村公有、（個別的には郷公有）、国有の外は、県有・区有にしてはならない」（168ページ）。

山林、原野、荒地などが県、郷、村にまたがったり、人口、所得において著しい不均等が生じたときは、行政村を基礎として調整が行なわれた。また、林野の管理委員会も郷、村の単位で設置された。たとえば、江西省「土地改革における山林、池の問題にかんする補充指示」第2項によると、「山林分配の単位は大衆の経営と管理の便宜に適合するため、一般に郷あるいは村を単位として分配すること、すべての経済林、杉などは村単位で分配し、郷が調整する」（184ページ）。

分配が行政村単位を基礎にして行なわれたということは、のちに述べる水利の場合と対照的である。水利では用水路単位である。したがって行政村をのり越えて管理委員会が組織されることがあった。

3. 分配における国有林優先原則

(1) 国有林に編入されるものは全国的にほぼ共通しており、次のようなものである。

- (イ) 国防、名勝、古蹟、風景林、重要な国土保全林
- (ロ) 天然林、所有者不明の森林
- (ハ) 戦犯、ボス、反革命分子が所有していた森林で人民政府が法律によって没収したもの
- (ニ) 地主、祠、廟、寺院、教会、学校、団体、各種族山、衆山から没収した土地および商工業者、富農から徴収した森林、原野のうち、一定面積以上のもの。

“一定面積以上”は地域によって異なる。たとえば、

西南区	33.5以上 (単位: ヘクタール)
山西省	36.18
遼東省	5.025
遼綏省	3.35
西北区 裸山	33.5
森林	20.1
西康区	33.5
川南区	33.5以上と20.1以上
川北区	6.7
地方公有林	6.7~1.34
(個人私有は 1.33ヘクタール以下のものが 分配されたと考えられる)	
山東省	3.35

われわれの知りたいのは第1表でみた5億100万ヘクタールのうち、どれくらいが国有化されたかである。これについては資料がみあたらない。東北の大森林、華中、華南、西北の大規模な族山は確実に国有化されたと推測される。印象の域を出ないが、広範囲の山林、原野、荒地が国有に編入されたと思われる。

(2) 分配時における国有林最優先

福建省「土地改革における山林処理弁法」23条は「没収、徴収した山林の分配方法は、まず、国家に帰属する山林をとり、のちに、山林の状況と各郷の原経営山林の範囲にもとづいて、郷と郷との間の調整をおこなうこと。郷を単位として、自己申告と民主的協義の原則にもとづいて、郷から村、各農戸に漸次配分する。そして山によって境界を定め、林権を確定すること」(163ページ)と規定している。分配の順位を指示しているのは他省にはみられないが、特殊例とは考えられない。

(3) 非国有林にたいする国家の干渉

以下の2点にみられる。

第1点、非国有林は郷または村を単位に管理委

員会が組織されたが、それにたいする国家の指導が規定されている。先の福建省の例では、21条「いづれの山林も真剣に保護し、“吃山靠山”(山のもろもろの収入で生活できるようにする)という長期建設の原則にのっとり、県、人民政府の指導のもとに、郷を単位として山林管理委員会を組織し、護山護林の約款を制定し、植林、育林、使用、伐採、盗伐予防、防火などにつき具体的規定を制定し、民主管理と合理的経営を行なうこと」と規定している。すなわち、県政府の指導のもとに、組織の方針が決定される。この点はのちにみるように、国家の長期利益と農民の短期利益とが衝突したとき重要な意味をもったと考えられる。

第2点、私有林でも伐採については県人民政府の許可が必要である。一例で広東省の場合は1回に30本以上伐採する場合はあらかじめ許可をうけなければならないとしている。この種の規定は全国的に散見される。これは農民の農業生産には直接関係ないかもしれない。1回の伐採量が30本以上をこえるような私有林をもつ個人は富農以外にはなかったろう。しかし、公有林にもこの規定が適用されている。国家原理の優先の証左の一つとなる。

4. 農民の支配権の拡大

(1) 農民の伝統的慣習の尊重

没収または徴収した山林、原野、荒地などを農民に配分するとき、また、国有ないし公有化されたものの用益権を農民に与えるとき、従来の農民の慣習が尊重された。

分配の例では「土地改革法」16条に次のように規定されている。「没収または徴収した山林、養魚池、茶山、桐山、桑園、竹やぶ、果樹園、アシ・ヨシの群生地、荒地その他分配できる土地は、適切な比率で一般の耕地に換算し、統一して配分す

ること。生産に有利になるように、従来、これらの生産に従来してきた農民にできるだけ優先的に配分すること……」

後者の資料としては、福建省の18条は、「従来農民が集団で使った柴草刈用の山は原習慣によって、その郷、村人民の所有とし、郷・村人民が民主的な管理経営と使用を行なう……」（162ページ）とそのまま農民の利益をそこなわれないように配慮されている。以上二つの場合から従来の農民の利益は尊重されたと考えてよい。

(2) 農民の新たな所有権の拡大

「土地改革法」16条が規定するように没収または徴収された山林、原野、各種経済林などは国有林を除いて、耕地と統一的に換算され、協同所有、団体所有、私有に配分された。われわれの知りたいのは、国有林と非国有林の配分比率はどのようなものであり、非国有林内部の各種所有にどのように配分されたかである。具体的な数字を推計するまでにいたっていないが、次の(3)、5で述べるように、村所有、協同所有への配分が最も大きいのではないかという印象をもつ。

ここで問題として残さねばならないのは、国有林と郷有林あるいは村有林との関係である。郷有林、村有林は国有林であって、郷、村に管理経営を委託されているだけなのか、郷または村の集団的な所有なのかという点である。綏遠省の「林権分割弁法」によれば、国有林の中に、「各級人民政府が現に経営管理するもの」（78ページ）がはいっているが、福建省の弁法には、村有林は国有林と別であることを規定している。3章12条では「没収および徴収した山林は、本弁法によって国家に帰属したもの以外は、すべて分配しなければならない。1戸の経営に適切なものは各戸所有に配分し、それが不適当なものはその地の原習慣を参考

にして数戸の共有にするか、あるいは自由意志で一緒になった組合所有とするか、あるいはさらに1郷又は1村の共同所有にするかして、合理的に経営しなければならない」（160ページ）と規定されている。国有林と村・郷人民所有とはあきらかにわけている。中南区についても同じである（167ページ）。もし、郷有または村有が国有林とことなるとすれば、配分における郷有、村有の比率が高かったようなので、その後の農業合作化に大きな影響を与えたと推測される。この問題は将来に残さざるをえない。

(3) 国有林にたいする農民の用益権の拡大

広大な面積が国有林に帰したことはすでにみたが、このことは同時に農民の山林、原野、荒地などにたいする支配権の拡大と矛盾するものではなかった。所有権は国家が掌握するが、農民にそれらの土地が貸与され、農民はその使用権を獲得した。中南区の51年8月に出た「山林を迅速に分配し、厳格に保護する佈令」（169ページ）7条によれば、植林奨励のため、国有または公有の裸山、荒地、砂漠などに植林するものは、そのすべての果実を取得し、当地の人民政府はその収益の一部をとってはならないとしている。河北省の「森林保護弁法」第5条は「すべての国有林、村有林、団体林の保護管理に参加する大衆は、その保護林区内で、枝葉の刈り取り、副産物の取得の権利を有する……」（65ページ）と規定している。

この場合は、植林または森林保護の副産物の取得について言われているが、林木そのものについては次の資料が参考になる。省人民政府が管理すべき大面積の林野の管理県人民政府に委託された場合、県はそこから出る収益の50～80%を取得できている（中南区の例、172ページ）。東北西部の遼西では、政府が種子、苗を出し、農民が

労働力を出して植林した場合、利益は政府に20%、農民が80%取得する契約が結ばれている^(注4)。これらの資料から類推されることは、所有権が異なっている郷あるいは村に管理が委託された場合、収益の分配は2対8前後の比率で郷あるいは村が有利に取得できるようになったのではないか。

この国有林の所有権と使用权の分離はのちに、誰裁帰誰（植えた者にその権利が帰属する）の原則となって定着する。今日でもこの原則は貫徹されている。大躍進期に農民はだいたいの植林したが、その用益権はかれらもった。農民の山林、原野、荒地にたいする支配権は著しく拡大したであろう。森林、原野、荒地などの国有化は、実質的にはかなりの程度、郷、村人民の公有の実現となったのではないか。

5. 農民支配権の拡大における集団主義原則

「土地改革法」16条は「分配が経営に不利になるものは、その地の人民政府が従来の慣習に立脚し、民主的に管理し、合理的に経営すること」と規定し、耕地に換算して耕地と統一的に個人農に分配する以外に、集団とくに郷、村人民の共同分配の道を開いている。耕地の分配は、すでに多くの研究者に指摘されているように、徹底して個人単位を基礎にして行なわれた。労働力の質を考慮せず、老若男女の別なく一律に消費人口数によって分配された。山林、原野などでは別の集団主義の原則を導入していることになる。

山林、原野、荒地などを投資から収穫までの期間の長さによって分類すると、次の三つに分けられよう。

- (イ) 荒地、裸山、砂漠
- (ロ) 一般森林（杉、松など）
- (ハ) 経済林（茶山、桑園、竹やぶ、茶の実の山、桐山、木薯、栗山など）

(イ)は毎年の収穫があるもので、耕地と統一換算して分配した。収穫まで長期間を要する一般森林の場合は、個人農に分配することもあるが、原則として数戸所有ないしは合作所有とした（福建省161ページ）。個人への分配は原経営者に限っている。(ロ)よりも集団主義が強まっている点に注目すべきである。

(イ)の分配にあたってはいつそう集団主義、公有主義が強い。湖南省の「土地改革における山林処理実施弁法」5条（180ページ）①は「自由に荒地を開墾し、水害の発生を防止するために、荒地、裸山は分配せず、必ず郷あるいは村の公有にすること。郷人民政府の管理下においてその地の人民の封禁育林（一定期間立入りを禁止し森林を撫育する）の地あるいは共同の焚木刈り、共同放牧場にすること……」を規定している。福建省の例（162ページ）では、先にあげたように、従来農民が共同に使用していた柴、草刈地は郷または村の人民所有にすることがきめられている。

国有林地または公有地で植林のために、農民に用益権を与えるときにも集団に優先権が与えられた。西南区52年2月の「裸山、荒地の植林を奨励する弁法」（213ページ）第3条がその例である。個人に与える場合には35.5ヘクタールを上限としている。

以上の検討から投資の懐妊期間が長い土地ほど分配、用益権の貸与の際には集団主義が貫かれたことが知られる。耕地の消費人口基準による個人分配と対照的である。

6. 山林、原野問題にみられた農民の二面性と国家要請との衝突

2から5まで地方の法令を中心に土地改革における山林、原野、荒地などの分配にかんする諸特徴をみてきた。この四つの特徴をもつ政策は1950

年の山林、原野、荒地をめぐる問題から形成されたように思われる。実際問題がもっていた性格から四つの柱には矛盾する要素が含まれている。それは第2の「分配における国有林優先原則」と第3の「農民の支配権の拡大」との衝突である。実は第5の集団主義の原則は両者を調整し、克服するものとして形成されてきたと考えられる。以下において1950～51年の実際の問題をみよう。

第2表は1950～52年の森林破壊面積の推移を示すものである。1950年の森林破壊面積は実に植林面積の35倍に及ぶ。この主たる原因は農民が草、灌木を焼いて開墾するためである。山焼は東北から南は江西省、安徽省まで報道されている。

第2表 1950～52年の森林破壊情況

年	森林焼失面積 (万ha)	植林面積比 (%)	損失木材 (万m ³)	木材生産量 (万m ³)
1950	380 ②	3500 ②	280 ①	664 ④
1951	266 ③	580		764 ④
1952	19.4 ③	18		1120 ④

(出所) ① 1951.3.17 政務院「關於春季嚴禁燒荒、燒墾防止森林失災的指示」(『林業法令彙編第3輯』, 56ページ)。

② 中央人民政府林墾部「1950年林業工作總結和1951年林業工作計劃」同上, 40ページ。

③ ①と②より算出。

④ 『偉大的十年』。

⑤ 同上③より算出。

当時、すでに華南、少数民族区を除いて農村の地主権力は打倒されるか昔日のものではなくなっていた。また、地権、林権はまだ確立されておらず、一時的に権力の空白が存在したと考えられる。地方の幹部が開墾を勧める方針をとったこともあって、農民が個人の短期的利益を求めて耕地の拡大に努めたと考えられる。

これにたいし、中央政府は1951年3月17日政務院令「春季草原・山焼、開墾を厳禁し、森林火災を防止することにかんする指示」を出し、護林の

方針を出した。その後の護林政策の柱は、(1)「封山育林」の採用と(2)開墾の制限である。

(1)は一定期間家畜のみならず人の入山を禁止するもので、江西省の例で示すと、全体の山を三つにわけ、5年ごとにその中の1区画を「封山育林」する。したがって15年で1循する。(2)の開墾は各地でことなる規定は出ているが、傾斜15度以上のものは必ず植物を植えて、開墾することを厳禁する。すでにそこで農業を行なっているものは植林すること(西南区, 116ページ)、青海省では20度以上を禁止し、15～20度までは段々畑にすること(132ページ)など、各地に応じた規定がもうけられるようになった。言うまでもなくこれは表土保全のためである。

問題はこのような国家の規制によって、農民の燃料、肥料採集上の困難が発生したり、副業生産の原料が取得できなくなった。そこで、村郷を単位にして、毎年立入りを禁止している区域を一定期間開放し、柴草刈り、下枝取りなどを行なわしめるようになった。また肥料については緑肥栽培を指導したり、集団性が導入されてくるようになった。個人の短期利益を追求する農民の変化が現われるのである。先にみた、1951、52年各地で出された山林、原野、荒地などの配分における集団主義の原則は1950、51年のこのような実態を背景にしていたのではないか。

(注1) 『林業法令彙編第3輯』, 17ページ。

(注2) 東北人民政府「關於免照中的幾個個体問題的批發」(『土地改革法令彙編』, 145ページ)。

(注3) 仁井田陞「中国の同族又は村落の土地所有問題」(東京大学東洋文化研究所編『土地所有の史的研究』, 1957), 340ページ。

(注4) 『人民日報』, 1952年5月14日, 2ページ。

Ⅲ 水利，河川沼沢

1. 一般規定

「土地改革法」の関係条項は次のとおりである。

第16条 養魚池は山林と同じように扱われ、耕地と統一配分されるよう規定されている。

第17条 水利について、「没収し、徴収した堰、堤防池貯水池などの水利設備で、分配できるものは耕地に準じて分配し、分配に不適当なものはその地の人民政府が従来の慣習に依拠して民主的に管理すること」

第18条 湖，沼，河川，大水利設備などは大面積の荒地，大森林と同じく、国家所有と規定している。

第25条 沙州，湖田について、「沙州，湖田のうち、地主所有あるいは公共団体所有のものはすべて国家に帰属し、省以上の人民政府がそれを処理する適当な法律を別に定める」

Ⅱでみた、山林，原野，荒地などの配分処理の原則とどのような異同があるだろうか。

(1) 養魚池と灌漑貯水池

第16条の養魚池の分配については江西省の具体的な資料がえられる。52年1月公布の同省「土地改革における山林，貯水池の配分問題にかんする補充指示」(185ページ)は没収あるいは徴収した貯水池を次の3種にわけて、ことなつた処理方策を出している。

(イ) 灌漑水利用の貯水池で養魚に用いられないものは、その貯水池の水が及ぶ範囲の面積にしたがつて、耕地に準じて分配し、共同使用する。

(ロ) 水利灌漑が主で養魚も行なう池は、(イ)と同じく耕地に準じて分配する。

(ハ) 養魚が主で、水利が従の貯水池は、毎年の漁業の収入を考慮し、耕地に換算して統一分配す

る。しかし、大衆の飲料水や洗濯に用いられている場合には共同使用する。

養魚が重要でない水利灌漑用貯水池を耕地に準じて分配するとは実際にどのように行なわれるか不明である。分配の単位が各農家であれば意味がないからである。しかし、前節でみた一般森林と経済林の分配の差違、すなわち、一般森林の分配は集団主義の原則がより強く、経済林の分配は個的な農民所有の側面が強いという点は、水利と養魚との関係にみられる。

(2) 沙州，湖田の国有化

河川，沼沢のうちどの部分が国有化されどの部分が集団的または個的な農民所有になったかにかんする資料がないなかで、沙州，湖田の国有化は明確である。沙州，湖田は肥沃地であるためか、旧社会の実力者による占拠が早くに進んだ。仁井田教授は次のように述べている⁽⁴¹⁾。「開放的な地盤に向かつては、実力者——時には豪族、時には官僚、地主、高利貸など——による私的占取が露骨に進められた。農民の生命の生産再生産の基盤はそれだけおびやかされていた。宋書，通典，宋会要，救荒活民補遺書，その他には、このような“占山献沢”の記事が累積してあらわれる。“湖一寸河一尺”という諺もある。湖の水を開放して水位を一寸低めただけで、河川としては一尺の増水となる。湖の利用価値はそのようにはなはだ高いことが、よくよくわかっていながら、実力者は湖を水田としてどしどし埋めたてた。……農民は灌漑用水の利用や、水辺のアシ・ヨシや、水中の雑草の採取などを妨げられながら、それを阻むことができなかつた。湖が亡んでその歴史だけは記録として後世に残つた」。

「土地改革法」第25条でいう共同団体の所有は地主制や国民党官僚を陰蔽した同族共同体が占取

したものであろう。最も典型的な例として、洞庭湖畔の資料がある^(註2)。湖畔にある11県はもともとアシやヨシの生いしげる無人の水辺であったのが、1920年前後から国民党が「湖田局」を設置して、農民に開墾させながら、他方で強固な地主制を打ち立てた。1950年時点で36.2万ヘクタールの米倉といわれる良田があったという。同資料には入植から地主制の確立、土地改革までの地主と農民の入会問題にかかわる闘争が生々しく描かれている。

第25条は、このような歴史をふまえて、沙州、湖田を農民の広範囲な再生産基盤に影響を与えるものとしてとらえている。地主や官吏からそれらの所有権を剥奪することは農民の水利、水草、アシ・ヨシなどの採取を安定化することであると同時に、さらに一步進んで、より合理的な地目の再編成を可能にするものといえよう。

2. 農民の水利管理権の奪取

第17条は水利についてだけとくに規定している。没収したものの分配原則は、耕地に準じての個人分配と、分配した場合経営に不利な場合には人民政府の民主的管理がうたわれているが、実施の過程では前者が実現した資料はみつからない。既存の水利組織の権力を農民が奪取して、農民の水利管理委員会を設立した。

管理委員会は「渠」を単位として組織された。「渠」は日本語で言えば用水路であるが、「渠」の中に、運河、溝、用水路のように人の労働によって建設されたもののほかに、人工を加えない河川を含むかいは不明である。黄河の場合は1950年人民解放軍がすべての管理権を握った。魯生によれば、すでに50年10月の段階で各地に新しい水利管理制度ができたようである。次のように述べている^(註3)。「各地にすでに初歩的に過去の

封建管理組織を改善した。それによって、歴史的に存在していた区と区、県と県、専区と専区、省と省とのセクト的な境界を打破し、渠を単位とする統一管理機構を組織し、また、多くの科学的制度を導入することによって、従来解決できなかった多くの水利紛争を減少させ、灌漑面積を拡大した」。

この資料から、水利管理委員会はほぼ基幹用水路から田へ引水する小さな用水路まで段階的に形成されていることがわかる。そこで重要な問題は、水利管理制度が行政単位を基礎とするのではなく、用水路単位で成立していることである。耕地は行政村単位で配分された。山林、原野、荒地はIIでみたように、基本的には行政村単位で再分配されている。したがって、山林や耕地における基本建設投資よりも、水利建設投資の方が行政村の境界を打破ってより広い経営体を形成する可能性をもつ。ここから投資主体としての水利管理制度を問題にしないわけにはいかない。その問題にはいるまえに、農民の水利管理制度の組織化にともなってどのような効果があらわれたかをまとめておく。

(イ) 水租や水利にまつわる浪費が軽減した^(註4)。

山西省趙城霍泉渠、「大郎」祭と称して毎年小麦1000余斤の浪費、榆次瀟河毎年渠の祭や長工の賃金で80万斤の小麦の浪費。

(ロ) 水争いの減少。

青海、甘肅両省1950年には大小600件発生した。51年には解決の方向に向かう^(註5) 山西省榆次専区、土地改革前120件であったのが、51年には16件に低減^(註6)。

(ハ) 水利察警制度の廃止、寧夏の例^(註7)。

(ニ) 合理的給水により既存設備の範囲で灌漑面積が増加。山西省汾河の例では水利管理委員会の成立によってもともと8本あった堰堤を1950年

には3本、51年には2本とりくずし3本にした。その結果、年間修費粟5万斤、民工10万人分の節約が可能になったという。同省の揚武河は116本の土手を半分にしたという^(注8)。

ところで、(二)の段階に進むと水利管理制度はもはや単なる水の配給と設備の保持を行なう管理委員会ではなくて、水利建設の主体となってあらわれる。そこで水利建設の主体としての水利団体はどのようなものが組織されたか。北方だけの資料であるが、1952年「水車、井戸水灌漑の面で、灌漑潜力をいっそう發揮すべく組織化による集団給水が提唱された」^(注9)。山東省掖南県では四つの農田灌漑合作社が組織されている^(注10)。単なる水利管理制度から水利建設合作社への移行がみられることは重要である。それは、水利が行政村をとびこす自然的条件をもっているだけに、水利建設合作社を握る農民の経営の場はより大きく拡大する萌芽をもつものだといえるからである。

(注1) 仁井田陞, 302, 303ページ。

(注2) 力文, 方堤「是誰造成貧困与災難——記封建土地制度下的洞庭湖濱農村」(『人民日報』, 1950年8月18日), 2ページ。

(注3) 魯生論文『人民日報』, 1950年10月23日。

(注4) 『人民日報』, 1952年3月1日, 2ページ。

(注5) 『人民日報』, 1951年7月22日, 2ページ。

(注6) 『人民日報』, 1952年3月1日, 2ページ。

(注7) 『人民日報』, 1950年10月23日, 2ページ。

(注8) 『人民日報』, 1952年3月1日, 2ページ。

(注9) 『人民日報』, 1952年5月12日, 2ページ。

(注10) 『人民日報』, 1952年3月27日, 2ページ。

結語にかえて

土地改革以後農業合作社化を推進した力は、Iでみたように、国から多大な物的基盤の供給をうけることなく、自分たちの共同労働を基礎にして山川沼沢から富の蓄積をえてゆくような農民群で

あった。

今まで日本で行なわれてきた中国の土地革命の研究は多面にわたっていたが、暗黙のうちに耕地の再配分に限定されていた^(注1)。農業は本来農業耕地だけでは存立できない、農村全体の山川沼沢との有機的関連によって始めて存立しうるものである。しかも、中国の土地改革は、下からの土地改革といわれながら、所有権を動かしたのは1.16億ヘクタールのうち40%の4700万ヘクタールである。これにたいし、所有権の再編成ないしは新しく確定した山林沼沢はその何倍かに及ぶであろう。このような認識に立つならば、農民蓄積と山川沼沢の再編成との関係を無視するわけにはいかない。

この研究ノートで明らかになったことは次のようなことである。

- (1) 耕地の個人農民所有の実現にたいし、山林、原野、荒地は国家所有の実現を狙った。
- (2) その国家所有は、所有権と用益権を分離することによって、実質は集団的農民所有(占有の方が適当かもしれない)を実現し、農民の支配権を著しく拡大した。
- (3) 水利は農民による旧水利組合の奪権によって、水利管理委員会を設立し、水利合作社への道を開いた。

第2点の集団的農民所有の実現は個人農民の農業集団化を準備するものとしてきわめて重要である。耕地の農民的所有を実現して以後、集団化に向かうメカニズムについていくつかの研究がなされているなかで、川村嘉夫氏の次のような指摘がある^(注2)。「……1952年には個人経営、集団労働を内容とする互助組が、前年と比べて急速に普及した。護林、造林のための互助、協同組織も増大している。注目したいのは、こうした護林・造林の集団

労働力、恒常的な農村の互助、協同組織形成の大きな契機となっていることである」(傍点引用者)。

この指摘はきわめて重要である。

(注1) 川村嘉夫「中国の木材工業」(『アジア経済』, 1966年9月号), 19ページ。

(注2) この点, 土地配分闘争において上からのものは, 基本的に耕地配分だけにとどまらざるをえず,

貧農を中心とした下からの土地配分闘争では, 山川沼沢にまで及ぶことを歴史的に明らかにし, 前者を農地改革, 後者を土地改革と概念規定したものに滝川勉論文「現代アジアにおける土地改革の基本性格にかんする一考察」(滝川勉, 齊藤一夫編『アジアの土地制度と農村社会構造』, アジア経済研究所, 1968年)がある。

(調査研究部)

アジアを見る眼シリーズ(B6変型判・並装ビニールカバー付).....

低 開 発 国 開 発 理 論 の 系 譜

坂 本 二 郎 著

190頁/¥350

躍動する低開発国諸国が, 政治的, 経済的発言の場で第三勢力としての地歩を着々と築き上げてきた今日, これら諸国の現状分析と状況の把握の理論的ベースは, いわゆる「南北問題」へと変転した。しかし著者は, このような情勢を踏まえうえて, あえて原点に立ち返り, ハーシュマン, ミルダール, スルクセ, ロスター, テインバーゲン以下内外の80人に及ぶ経済学者の文献を取り上げ, 戦後の低開発国開発理論の再検討をし, 理論的究明を試みる。本書は, 「南北問題」をより鮮明に浮き彫りにする意味でも, 重要な布石となる好著である。

ガ ー ナ 経 済 の 歩 み

細 見 真 也 著

190頁/¥300

奴隷海岸にそそり立つ古い大きな城塞には, 奴隷商人が奴隷を品定めた小さなぞき窓のある広い部屋や, 船積みのために奴隷たちが投げ込まれた古井戸がある。ここで流された大量の血と数知れぬ奴隷たちの呻吟は, 彼らの犠牲の上に築かれた今日のヨーロッパ, アメリカの繁栄と黒々としたその歴史への告発である。筆者は現地へ赴いてこれら阿鼻叫喚の傷痕を実見しその衝撃と痛憤の矛先をむしろ冷静に経済的側面からの「暗黒大陸」解明に向けられる。本書は, 躍動する今日のアフリカに散在するさまざまな問題を解明する意味でも基礎的資料となる。

アジア経済研究所刊行 アジア経済出版会発売